

## 第2節 温暖化に対する取組み

### 1 地球温暖化対策

#### (1) 主な目標と現状

##### 【主な目標】

2010(平成22)年度の府域の温室効果ガス排出量を基準年度\*から9%削減することを目標に、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進などを図ります。

\*・・・1990年度

(ただし、代替フロン類は1995年度)

##### 【現状】

2008(平成20)年度の温室効果ガス排出量は5,299万トンで、基準年度の排出量と比べ8.4%、2007(平成19)年度と比べ6.6%減少しています。

また、温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素の排出量は5,194万トンで、基準年度と比べ0.7%増加しているものの、2007年度と比べ5.6%減少しています。

#### (2) 講じた施策

##### 地球温暖化対策の推進

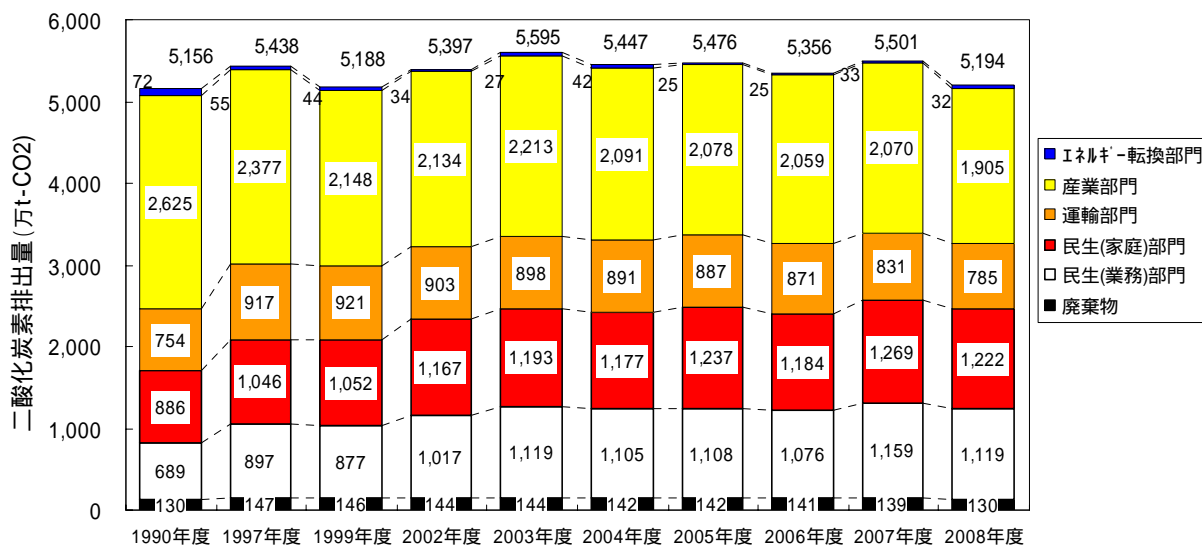
温暖化の防止等に関する条例に基づく排出抑制対策の推進

【みどり・都市環境室 内線：3885】

温暖化の防止等に関する条例に基づき、エネルギーを多量に消費する事業者に対し、温室効果ガスや人工排熱の排出抑制についての実績報告書や新たな3か年の対策計画書の届出を指導し、計画的な排出抑制対策を推進しました。平成20年度の実績報告書では、前年度から約163万トン削減されました。

また、実績報告書を届け出た事業者の中から、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞(知事賞、優秀賞)」として表彰し、事業者名とその内容を広く公表することにより、対策の一層の普及促進を図りました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.54)



(注) 1 排出量は、各年度の全国の電力排出係数を用いて算定している。  
2 四捨五入の関係で、各部門の値の合計と合計欄の値が一致しないものがある。

図-9 大阪府内の二酸化炭素の排出量

大阪版カーボン・オフセット制度推進事業  
【新規】 【みどり・都市環境室 内線：3885】  
温室効果ガス排出削減クレジットの売り手(中小事業者)のシーズと買い手(大規模事業者等)のニーズをマッチングする仲介機関を設置する大阪独自のカーボン・オフセット制度を構築し、中長期の温暖化対策に不可欠な中小事業者の温室効果ガス排出削減対策を推進しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.46)

民間事業者省CO<sub>2</sub>設備導入支援事業【新規】

【みどり・都市環境室 内線：3885】  
大阪府グリーンニューディール基金を活用し、民間事業者が高効率ボイラーやLED照明等の省CO<sub>2</sub>設備を導入する際の資金の一部を補助することにより、民間事業者の地球温暖化対策を推進しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.47)

自然公園のLED等省エネ照明の率先導入事業  
【新規】 【みどり・都市環境室 内線：3853】  
大阪府グリーンニューディール基金を活用し、明治の森箕面国定公園の中核施設であるビジターセンターにおいて、省エネ効果の高いLED照明器具を率先導入しました。これにより、CO<sub>2</sub>の排出を削減するとともに、府民への地球温暖化防止の意識啓発に繋がっていきます。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.66)



図-10 箕面ビジターセンターのLED照明

環境に配慮したエネルギー利用の促進  
燃料電池自動車普及促進事業

【新エネルギー産業課 内線：6067】

次世代のクリーンエネルギーである水素を燃料とする燃料電池自動車を平成16年度から府の公用車として率先導入しており、平成21年度も引き続き各種イベント等での紹介や試乗会を積極的に実施し、府民等における新エネルギーの普及啓発を進めました。

併せて、府内の産学官13団体から構成される「おおさかFCV推進会議(事務局：大阪府)」の取り組みや平成18年度から府域でも実施されている国の「水素・燃料電池実証プロジェクト」とも連携し、府内等の水素・燃料電池関連産業の振興を図りました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.32)

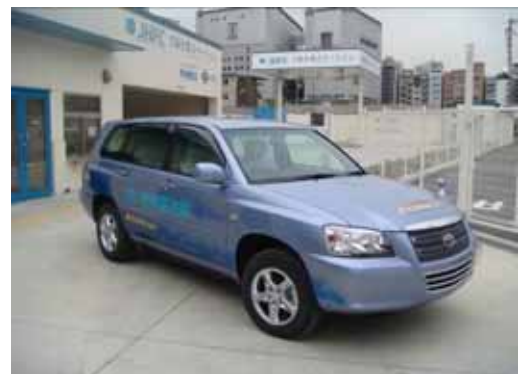


図-11 燃料電池自動車

エコ燃料実用化地域システム実証事業

【みどり・都市環境室 内線：3856】

自動車の二酸化炭素排出削減策として有効なバイオエタノール3%混合ガソリン(E3)の普及に向けて、平成19年度から5か年の予定で実施している実証事業です。

平成21年度は、引き続きE3の利用拡大を図り、製造・流通・販売を通じた品質管理等の各種検証を行っていくとともに、高濃度バイオ燃料(E10)の導入に関する検証を行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.34)



図-12 E3事業ロゴマーク

## 2 ヒートアイランド対策

### (1) 主な目標と現状

#### 【主な目標】

住宅地域における夏の夜間の気温を下げ、2025年までに夏の熱帯夜数を現状\*より3割減らすとともに、屋外空間にクールスポットを創出し、夏の日中の熱環境の改善を図り、体感的な温度を下げるなど、平成16年6月に策定した「ヒートアイランド対策推進計画」の目標達成に向け、各種対策を講じていきます。

\*・・・1998年から2002年の平均

#### 【現状】

大阪では、過去100年間(1900年から2000年)で平均気温が2.1 上昇し、全国平均の1.0 を大幅に上回っており、この差の1.1 がヒートアイランド現象の影響と考えられています。

また、真夏日、熱帯夜の日数もここ30年間で著しく増加しており、平成21年は真夏日が73日(平成20年:71日)、熱帯夜が27日(平成20年:42日)でした。

なお、平成16年は真夏日が94日と過去最高でした。

【真夏日】日最高気温が30 以上の日のこと。  
【熱帯夜】夜間の最低気温が25 以上の日のこと。

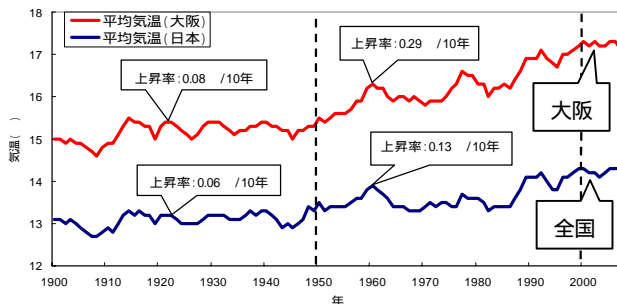


図-13 大阪・全国における年平均気温の推移 (5年移動平均)

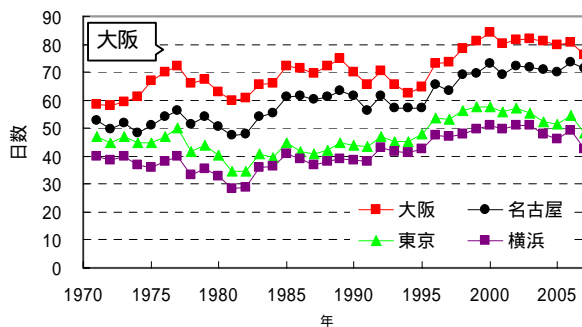


図-14 大都市における真夏日数 (5年移動平均)

### (2) 講じた施策

#### ヒートアイランド対策の推進

【みどり・都市環境室 内線:3885】

これまで実施してきたモデル事業の成果を活用し、「ヒートアイランド対策ガイドライン」に沿った対策や大阪市中心部のモデル街区における取組みを促進するとともに、自然環境保全条例及び温暖化の防止等に関する条例の適切な運用に努めました。

また、「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」との連携により、対策技術の開発・普及等を推進しました。

さらに、雨水等を利用した打ち水の実施など、府民、市町村、民間企業、NPO等と協働したヒートアイランド対策を実施しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.71,72,73)

#### 自然環境保全条例に基づく建築物敷地の緑化の促進

【みどり・都市環境室 内線:2745】

自然環境保全条例に基づき、一定規模以上の敷地で建築物の新築、増改築を行う建築主に対し、一定基準以上の緑化を義務付けています。

前年度に同条例の規定等に基づき緑化を実施した者の中から、特に優れた者を「おおさか優良緑化賞」として表彰し、ヒートアイランド現象の抑制等の都市環境の改善や都市の魅力向上を図るとともに、府民・事業者の意識啓発を図りました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.77)

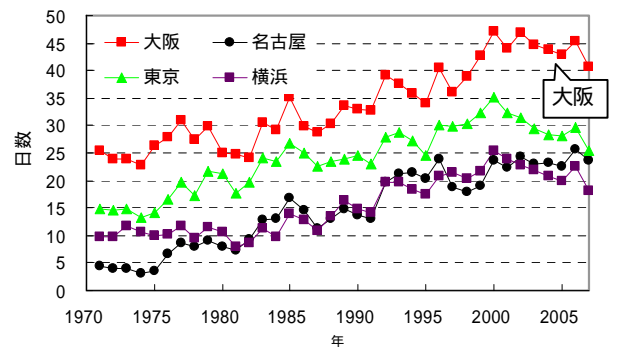


図-15 大都市における熱帯夜数 (5年移動平均)